

木材利用及び木材産業体制の整備推進（拡充）

<強い林業・木材産業づくり交付金>

【平成19年度概算決定額 6,432,848（6,990,037）千円の内数】

対策のポイント

木材供給・利用量の更なる拡大に向け、製材工場等の大規模化の推進による木材産業の競争力強化、公共施設や木質バイオマス等への利用推進の取組に対して支援を行います。

（我が国の木材利用をめぐる状況）

- ・ 平成17年の木材の自給率が7年振りに2割台に回復しました。
- ・ 国産材大型製材工場数（国産材のみ、出力300kw以上）が平成12年224工場から平成16年238工場に増加しました。
- ・ 合板加工技術の進展により合板向けの国産材供給量は平成12年14万 m^3 から平成17年86万 m^3 に増加しました。
- ・ 木質バイオマス発生量（約3,120万 m^3 平成17年）のうち約1,840万 m^3 が既に利用されています。
- ・ 未利用材の有効利用による木質ペレットの製造施設が3施設（平成12年）から平成17年には、25施設に増加しました。

政策目標

木材供給・利用量を10年間で35%拡大
1,700万 m^3 （17年）→2,300万 m^3 （27年）

<内容>

1. 木材産業の競争力の強化

これまで地域材の利用が進んでいない分野への利用拡大や消費者ニーズに対応した製品開発等を行い、木材産業の競争力を強化します。

具体的には、以下の活動に対して助成を行います。

① 外材に対抗できる木材加工流通施設の整備

【木材産業構造改革整備】

② 集成材、木質ボード類等の加工施設等の整備

【木材の新しい総合利用システムモデル整備（新規）】

③ 川上の新生産システムと連携した木材加工流通施設の整備

【戦略的木材流通・加工体制整備】

2. 消費者重視の新たな市場の形成と拡大

公共施設への木材利用と木質バイオマス等木質資源の利用の多角化を推進し、木材利用を拡大します。

具体的には、以下の活動に対して助成を行います。

① 公共施設のモデル的な整備

【木造公共施設整備】

② 未利用木質資源を利用促進するための施設の整備

【木質バイオマス利用促進整備（拡充）】

< 交付率 >

定額 (1 / 2, 1 / 3 等)

< 事業実施主体 >

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する法人^{*1}、第三セクター、PFI事業者、民間事業者^{*2}（地域に賦存する木質バイオマスの総合的な利活用に取り組む地域において事業を行う場合又は、B材・C材等の安定取引協定を森林所有者等と締結するなどにより地域材を利用する民間事業者が事業を行う場合に限る。）等

^{*1} 1-②及び1-③の事業のみ対象 ^{*2} 2-②の事業のみ対象

< 事業実施期間 >

- 1-①、2-①及び② 平成17年度～21年度（5年間）
- 1-② 平成19年度～21年度（3年間）
- 1-③ 平成18年度～20年度（3年間）

※農山漁村と都市の地域間交流、農山漁村における定住等を促進することを目的とするものについては、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」に移行

[担当課：林野庁木材産業課、木材利用課]